第 2 部

第2部では山岳自然保護に関するルールとマナーや、指導にあたっての具体的な内容を中心に述べます。



巻機山八合目付近の植生回復

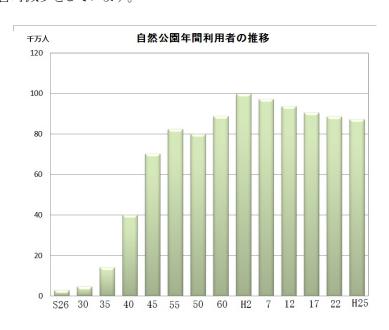
第2章 山岳自然保護のルールとマナー及び具体事例

2.1 自然地域の利用

(1)自然公園の利用

2014(平成 26)年の環境省の調査によると、日本の自然公園利用者は国立公園で3.5億人、国定公園で2.8億人、都道府県立自然公園で2.4億人、合計で8.7億人となっています。国民1人当たりでは年間7回強自然公園を利用していることになります。

下のグラフは環境省の統計データですが、1960年代後半(昭和40年代)に驚異的な増加をみて、1990(平成2)年のピークから暫時減少をしています。



自然公園年間利用 者の推移 (環境省デ

ータから)

日本の国立公園政策が自然の景観地を保護すると同時に**利用の増進**を図ってきたことをバックグラウンドに、有名山岳観光地の多くで過度の観光開発がなされ、それにともなって登山者や観光客が殺到して**オーバーユースによる自然荒廃**が看過できない状況になってきていることは、今や関係者の間で共通の認識になっています。

自然地の利用

(保健・体育としての利用)

- 1) **観光**(探勝、写真、絵画····)
- 2) **野外活動**(自然学習、観察会、バードウォッチング、キャンプ、ピクニック、バーベキュー・・・)
- 4) **スポーツ**(トレラン、トレイルウォーク、スキー、スノ ボ、バイク、カヌー、ダイビング・・・)
- 5) 登山(縦走、クライミング・・・)

(それ以外の利用)

- 1) 生業(林業、農業、狩猟、漁業、採集、観光)
- 2) 学術研究(科学者、市民)
- 3)信仰(登拝、巡礼)
- 4) 保全管理(送電線、無線基地、電波塔・・・)
- 5) 資源利用(発電、温泉、鉱物、木材、薪炭・・)

(2) 登山者の年代別動向

明治時代になって黎明した「近代登山」、1921(大正 10 年)の槇有恒のアイガー東山稜登攀をきっかけとして、

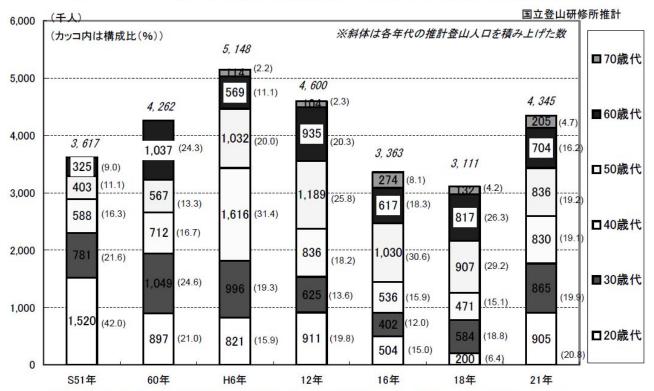
大正末期にアルピニズムの時代に入りました。「先鋭的な登攀」が実践され、「岩と雪の時代」「バリエーションの時代」と呼ばれ、より困難なルートの制覇を目指す登山が行なわれました。戦乱期で途絶えた登山も再びブームを迎え、1960~70年代になり、職域や地域の社会人グループを中心に山岳部や山岳会が作られ、「先鋭的な登攀」を続ける一方で、ハイキングから縦走登山、岩登りまで、好みと能力にあわせて広く楽しむようになりました。

1990 年代前半には第二次登山ブームとされる中高年世代を主体とする「名山」登山が起きます。このブームの背景には、バブル時に海外旅行三昧をしていた人々が、バブルがはじけ社会景気が悪化した時代でも経済的に"非日常感"を味わえ、健康への強い願いからと登山を盛んに行なったと考えられます。そして、2007 年頃から現在まで続く第三次登山ブームとなりました。中高年が主流であった登山に若者が注目しはじめ、2009年から2010年にかけ「山ガール」といった言葉が注目を集めました。このきっかけとなったのが、「山スカ」に代表されるファッションアイテムや、トイレなど環境整備の進んだ山小屋などの山岳施設です。「ツアー」と呼ばれる「お金」を出せば安直に登山ができる商業登山ブームが拍車をかけて、登山人口が増えてきました。

一方、2000 年代以降になって、経営合理化などで実業団スポーツの廃止などから山岳部や山岳会が次第に衰退し始め、登山者の組織(クラブ)が減るとともに、それに所属しない人々の登山が増えています。規律や拘束の多さを敬遠する風潮が強まり、近年の「山ガール」に代表される登山人気もあって個人指向が進み未組織登山者が増えているとされています。警察庁生活安全局地域課が2017(平成28)年6月16日に発表した「平成27年中における山岳遭難の概況」のなかで、発生件数、遭難者、死者・行方不明者が、統計の残る1961(昭和36)年以降で最も高い数値となった(3年連続の増加)として、依然と増加する山岳事故の厳しい状況を指摘しました。「未組織登山者にも経験豊富な人はいるが、基本的な知識が身に付いていない人が多いのでは」との指摘もあります。

一方で、「**登山におけるモラルとかマナーが低下**」とか、「**オーバーユース等の利用者自身による自然への影響**」が懸念されています。

「体力・スポーツに関する世論調査(内閣府)」の年代別登山実施率からの推計登山人口



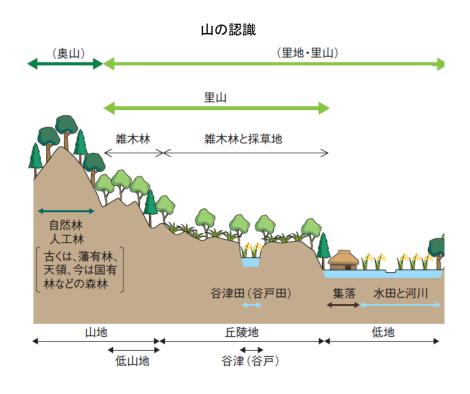
注1)「体力・スポーツに関する世論調査」:内閣府平成21年9月 全国20歳以上の者を対象に無作為抽出 標本数3,000人

注2)「登山人口」は、「体力・スポーツに関する世論調査」の結果を基に、当該年9月現在の総務省推計人口から算出

注3)「登山実施率」は、「体力・スポーツに関する世論調査」による各年代の登山(クライミング)実施率

(3) 山の認識

人の生活(文化)を中心において山を見てみると、次の図のようになります。人家の裏山(里山)があって、薪炭などの生活物資や落葉など農業材料(肥料)などを得ていました。里山の背後は奥山がせまり、地域により神聖な場所ともなされていました。奥山の先も「嶽(ダケ)」呼ばれる区分があったようです。日本の登山は多くの場合、里山を経て奥山に向かう、更にはダケに登るといったもので、この範囲が山ということになります。



(4) 山岳自然の課題

山岳自然の共通的に指摘される課題を挙げると次のようになると考えられます。

1	生物多様性の衰退	森林破壊・過放牧・過度な焼き払い、種の減退、浸食、植生衰退、山岳地の原生の減退、里山の過疎化、人工林の荒廃、外来生物、動物生息域の変化、動植物の絶滅危惧
2	地上景観の異常変化	森林破壊、採鉱、水力発電、道路、鉄道、鉄塔、通信塔、トンネル、スキー場、観 光開発に伴う施設
3	気候変動と公害	温暖化・異常気象、自然災害、酸性雨、オゾン層破壊、干ばつ・砂漠化、水質汚染、大気汚染、スモッグ、騒音公害など
4	ダメージを受けやすい 地域の過剰利用	観光過剰開発、入域者の増加に伴う自然の劣化、山岳トイレ、登山道疲弊

山岳地域に限らず、地球全域で温暖化、酸性雨・PM2.5 など地域・国境を越えた地球規模の環境問題も重視されるようになり、環境を汚染・破壊する原因は多様・複雑になってきました。これらの問題を解消するには、個人の領域をはるかに超えています。しかし、オーバーユース等の利用者(登山者)自身による問題も、環境を汚染・破壊する一つの原因であることには間違いはなく、身近で重要な課題です。

2.2 山でのルールとマナー

「もの」は使うことにより、消耗や、綻びが生じるものです。登山には自然のフィールドがあることが大前提ですから、登山の楽しみを子々孫々へ永く伝えていくためにも、登山者にできる環境への配慮が必要です。

1	人としての責務	山岳自然を尊び、愛護するとともに、今ある自然を将来へ伝えるとの責務が登山者自身に求められるのではないでしょうか。
2	利用者負担	得た恩恵に対して、相応の礼をつくすことが必要ではないでしょうか。自然環境を保全するため の取り組みや費用について応分の負担を考えるべきではないでしょうか。
3	自己責任	自然の厳しさなどを理解し、自らの責任を自覚して行動するべきでないでしょうか。
4	環境教育	周りの人々と一緒に体験を通して学び、生きる力を育むべきではないでしょうか。
5	行動指針	山でのルールとマナーを尊重し、それらを実践することが必要ではないでしょうか。

(1) 憲章

自然保護憲章、富士山憲章、磐梯山憲章、屋久島憲章などがあります。共同体の構成員相互の連帯感や共感を醸成することに主眼があり、法的な規制力は担保していません。一般に、簡潔な表現で肯定的な目標を掲げています。

① 自然保護憲章

1968(昭和43)年4月に行われた「自然公園制度のあり方に関する自然公園審議会答申」において、「自然保護憲章」の制定に関する国民運動を推進すべき旨を指摘されたことなどに呼応して、1974(昭和49)年1月18日に、国民の各界を代表する全国的な団体39団体と32人の学識経験者より成る自然保護憲章制定国民会議準備委員会が結成、自然保護憲章制度国民会議(森戸辰男議長)が組織され、同年6月5日にわが国の全国的組織149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議で全国民的な憲章として制定されました。

自然保護憲章

自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和を保つものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって、文明を築きあげてきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚濁、みどりの 消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところ で均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるに至り、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目覚め、自然を征服するとか、自然は 人間に従属するなどという思いあがりを捨て、自然をとうとび、自 然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境 の保全に国民の総力を結集すべきである。

よってわれわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

- 一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共 団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。
- 二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類の ため、適切な管理のもとに保護されるべきである。
- 三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
- 四 自然保護についての教育は、幼い頃からはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と、愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
- 五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとめるべきである。
- 六 身近なところから環境の浄化や緑の造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
- 七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することはゆるされないことである。
- 八 **野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出した**りすることは、厳に慎むべきである。

② 山はみんなの宝憲章

「山はみんなの宝」憲章は、山岳関係者ばかりでなく広く国民一般に、山域の環境保全の重要性を理解してもらうとともに、登山者等が山域を利用する際の行動指針を共有することを目的として、多くの団体、個人の賛同を得て、同制定員会(座長 櫻井正昭氏)によって2013(平成25)年6月27日に制定されました。

2010(平成 22)年、環境省内部の事業仕分けにより山小屋のトイレ補助金が廃止されそうになった際、補助金存続のアピールを行なうために集まった山岳関係者等の間で、補助金の存続ばかりでなく、広く山域の環境保全の必要性を国民一般に訴え、登山者等の行動指針を策定する必要性が議論されたのがこの憲章制定のきっかけとなりました。

山はみんなの宝憲章

日本は、四方を海にかこまれた山国です。雪をいただい た高い山から、身近な里山まで、山は私たちのふるさとの 風景として親しまれてきました。

古くから日本人は、山を畏れ敬い、山のもたらす豊かな 恵みに感謝して生きてきました。美しい日本の山は、世界 に誇る私たちの共有財産であり、心のよりどころとなってい ます。

森林におおわれる山は、澄んだ空気と清らかな水をもたらし、多様な生きものとともに、私たちの生活を守っています。山の自然がおりなす四季の移ろいは、私たちに、やすらぎ、まなび、ふれあいの場を提供し、すこやかな心と体を育んできました。

この大切な山では、森林の荒廃、生態系の損傷、入山者の遭難など、自然の保護と利用にかかわる様々な問題がおきています。このような山をめぐる課題に、私たちは真摯に向きあい、みずから考え行動しなければなりません。

このため、山の自然と文化を守り、山の恵みを次代に引く継ぐため、ここに「山はみんなの宝」憲章を定めます。

- 1. 私たちは、山をうやまい、山に親しみ、山の意自然と 文化を守り、次の世代に引き継ぎます。
- 1. 私たちは、自然のもたらす豊な恵みに感謝し、山の自然環境を保全するための取り組みや費用について、 応分の負担をします。
- 1. 私たちは、山の厳しい自然と謙虚に向き合い、安全な利用を心掛け、自らの意責任を自覚して行動します。
- 1. 私たちは、未来を担うこどもたちとともに、山での楽しい自然体験を共有し、生きる力を育みます。

私たちは、地域の山ごとにルールとマナーが作られるよう、その取り組みを支持するとともに、適正な利用の普及啓発に取り組みます。

③ 富士山憲章

静岡・山梨の両県は、2008(平成20)年 11 月 18 日には、日本のシンボルである富士山を世界に誇る山として、後世に継承するための全国的運動の原点となる「富士山憲章」が制定されました。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。 富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの 人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしてい ます。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非 常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、 人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たち の最も重要な課題です。 私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集 し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世 界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決 意します。

よって、静岡・山梨両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育むう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよっ
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

(2) カントリーコード

利用の心構え、禁止事項、注意事項、利用マナー等で構成され、利用にあたってのマナー向上を目指して策定された地域ルール集です。英国 1930 年代頃のトレッカーのルール・マナーを定めたことに倣ったものです。

富士山力	ノトリー	コード
田土四刀。	/ I''/	

- 1 美しい富士山を後世に引き継ぐ
- 2 ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る
- 3 ゴミになるようなものを最初から持っていかない
- 4 登山道をはずれて歩かない
- 5 登頂記念の落書きをしない

- 6 車道外へ車両等を乗り入れない
- 7 溶岩樹型等の特殊地形を壊さない
- 8 駐車場ではアイドリングをしない
- 9 動植物を採らない
- 10 トイレなど公共施設をきれいに使う

小笠原カントリーコード

- 1 貴重な小笠原を後世に引き継ぐ
- 2 ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る
- 3 歩道をはずれて歩かない
- 4 動植物は採らない、持ち込まない、持ち帰らない
- 5 動植物に気配りをしながら、ウォッチングを楽しむ
- 6 さんご礁等の特殊地形を壊さない
- 7 来島記念などの落書きをしない
- 8 全島キャンプ禁止となっているので、キャンプはしない
- 9 移動は、できるだけ自分のエネルギーを使う
- 10 水を大切にし、トイレなど公共施設をきれいに使う

南アルプス・カントリーコード

お願い 1 この地域の高山植物や動物は、数回の氷河期を経て、今もなお山岳の厳しい環境に耐えています。これらの動植物が、いつまでも見られるよう、一人一人がやさしい気持ちで自然に接し、採ったり、傷つけたりしないようにしましょう。

お願い 2 登山道以外の場所には貴重な高山植物や多くの野生動物たちが生息しています。登山道を外れての歩行や写真撮影は、行わないようにしましょう。

お願い3 犬などのペットを持ち込むことは、ライチョウやオコジョなどの小動物に脅威を与えたり、野生動物の間に伝染病を持ち込む恐れもあります。ペットは持ち込まないようにしましょう。

お願い 4 先のとがったストックは危険であるばかりか、他の利用者に迷惑を及ぼしたり、植物や歩道を痛める場合があります。使う場所を考える、ゴムキャップの利用など、心がけましょう。

お願い 5 自分で持ち込んだゴミは全て持ち帰りましょう。 お願い 6 登頂記念は写真におさめ、記念看板の設置や 岩などへの落書きはしないようにしましょう。

お願い 7 山小屋、避難小屋などの施設は遭難救助の基地ともなる大切なところです。みんなできれいに大切に使いましょう。

秩父多摩甲斐国立公園カントリーコード

- 1 ゆっくり静かに自然を楽しむ
- 2 計画や準備は万全にする
- 3 土地所有者や管理者の善意を尊重する
- 4 駐車場でのアイドリングをしない
- 5 ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る

- 6 登山道や遊歩道からはずれて歩かない
- 7 動植物はとらない
- 8 山火事をおこさない
- 9 キャンプはキャンプ場でおこなう」
- 10 トイレなどの公共施設をきれいに使う

屋久島カントリーコード

- 1 動植物を採らない
- 2 野性動物にエサをやらない
- 3 ゴミを捨てない、ゴミは持ち帰る
- 4 登山するときは登山届けを出す

- 5 キャンプは決められた場所でする
- 6 決められた道を歩く
- 7 森の中ではたき火をしない
- 8 島の人々の文化や暮らしを尊重する

(3) ルール

自然保護を目的にした入山(入域)ルールの例

利尻ルール

- 1 携帯トイレを使うこと
- 2 ストックにキャップを付けること
- 3 植物の上に座らない、踏み込まない
- 白神登山ルール

- 1 植物を採取しない
- 2 歩道を外れて歩かない
- 3 ペットの同伴はダメ
- 4 ゴミは持ち帰る

- 5 トイレは入山前に済ます
- 6 焚き火は禁止です
- 7 遺産地域内は禁漁区です

知床ルール (別称:しれここルール)









フィールドに出る心構え

自己責任で行動する

安全は保証されていません。事故が起 きれば大勢の人に迷惑がかかります。



フィールドに出る心構え

漁師さんに迷惑をかけない

海岸の多くは昆布干し場。漁業の仕事の 邪魔にならないように気をつけよう!





東京都自然公園利用ルール

(個人利用全般について)

- 1ごみは必ず持ち帰りましょう
- 2 登山道を外れないようにしましょう
- 3 動植物、鉱物を大切にしましょう
- 4 野生動物にエサを与えたり、 むやみに近づかないようにしましょう
- 5 自然の音を聞きましょう
- 6 山に入るときは行き先を知らせておきましょう
- 7 集団で行動するときは周りに気を配りましょう
- 8 喫煙をするときは他の利用者に配慮しましょう
- 9 登山道具使用の際は自然や施設を傷めないように 注意しましょう
- 10 生態系に影響を与えるおそれがある動植物を持ち込まな いようにしましょう

(ペット同伴の個人利用)

- 11 同伴する動物はしっかりと管理しょう
- 12 病気のペットは同伴させないようにしょう
- 13 フンの後始末は必ずしましょう

(トレランの個人利用)

- 14 追い越し・すれ違いのときは歩きましょう
- 15 混雑時は歩きましょう
- 16 登山道の路面状態が悪いときは歩きましょう
- 17 高尾山の自然研究路1号路は歩きましょう
- 18 登山道は歩行を目的に整備されていることに留意しょう
- 19 自然環境が脆弱な地域への乗り入れは控えましょう (個人利用のマウンテンバイク)
- 18 登山道は歩行を目的に整備されていることに留意しょう
- 19 自然環境が脆弱な地域への乗り入れは控えましょう
- 20 原動機付き車両の乗り入れはやめましょう

伊吹山利用と保全のローカルルール

(お花畑の植生保護等)

- ・人の踏みつけによって、お花畑が失われています。歩 道を外れて花畑へ立ち入らないでください。
- ・ロープや柵が設置されている場所ではそれを越えて立 ち入らないでください。
- ・写真撮影時や観察時などに、歩道を外れたり柵を越え て立ち入ったりしないでください。
- また、歩道沿いの植物の踏みつけに注意してください。
- ・写真撮影時や観察時などに、他の利用者の通行のさま たげにならないように配慮してください。
- ・東遊歩道は、岩やぬかるみがあり歩きにくく危険なの で、注意が必要です。下り専用として利用してください。 (希少動植物の保護)
- ・ドライブウェイでは、動植物保護のためガードレールより 外に立ち入らないでください。
- ・猛禽類への餌付けなど野牛動物に食べ物を与えることは、生 態系を乱し野生生物に悪影響がありますので、絶対にしないで ください。
- ・動物の撮影や観察を目的として、接近や刈り払い等、動 物の行動に影響を与える行為をしないでください。

(自然環境への配慮)

- ・動植物の採集は禁止されています。また、石や落ち葉も伊 吹山の生態系の一部です。持ち出さないでください。
- ・外来種、園芸種を持ち込まないでください。外来種や園芸 種が広がると、伊吹山在来種に影響を与え、お花畑の消失 につながります。
- ・野生動植物への影響や他の利用者への配慮から、駐車場 から先(天然記念物指定区域内)へは、ペットを持ち込まない でください。
- ・たき火、バーベキュー、コンロ使用など、火の使用は厳禁で す。また、喫煙者は灰皿を携帯してください。(天然記念物指 定区域内では、喫煙しないでください。)

(ごみ、騒音等)

- ・ごみは全て持ちお持ち帰りください。
- ・休憩場所などで大声や大きな音を出さないでください。
- ・喫煙者は灰皿を携帯してください。(天然記念物指定区域 内では、喫煙しないでください。)
- ・トイレは登山口や山頂駐車場にあります。野外排せつはし ないでください。
- ・山での宿泊は山小屋や宿泊施設を利用する。お花畑の踏 みつけにつながるのでテントでの野営は遠慮ください

2.3 具体的な対応例(1) 山歩きのマナー

① 初心者・一般登山者への対応

第三次登山ブームと呼ばれる昨今、山には多くの登山者が訪れます。中には登山を始めたばかりの方もいます。 近年の警察庁のまとめによりますと、年に 2,000 件程の事故が起きて、280 人を超える命が失われています。事故原 因には「道迷い」が 4 割以上を占め、知識や経験不足とも思われる事故が多く起きています。

初心者の危険な行動で一番目につくのが、地図やコンパスを持たず、ガイドブックやパンフレットをたよりに歩く登山者です。迷わなければ問題はありませんが、いったん道を間違えてしまうと、自分がどこを歩いているのかわからなくなる危険性があります。最新の登山地図を持参するよう、注意喚起をしましょう。

午後も遅くなってから山頂を目指す初心者も多いようです。谷あいの登山道や樹林帯の中では夕暮れが早く訪れることを知らず、都会の感覚で「行けるところまで行ってみよう」という考えのようですが、非常に危険です。そういう人に限って懐中電灯など持っていない場合がほとんどです。

山では携帯電話が通じないことも、山慣れした人には常識ですが、初心者には意 外なことのようです。山頂なら通じることがありますが、道に迷って、日が暮れるのはた いてい山麓や山腹で、携帯電話は通じません。また、電波の届かない場所で電源を 入れていると、通常より早く電池を消耗します。

指導員の注意喚起が、山の事故を減らすことにつながります。普通の登山者なら 声をかけにくいところですが、指導員の腕章をしていれば、話を聞いてくれる場合も 多いようです。勇気を出して、声かけをいたしましょう。



② 怪我人や病人を見つけた場合

まず、どの程度の怪我や病気なのかを確認してください。重篤・重症と思われる場合などでは、周りの方の協力を 求めてください。その場にいる人だけで救助ができそうで、ふもとに近い場所ならば一緒に下山するのが一番です が、場所によっては山小屋まで行って救助を求めることも必要です。山小屋などの連絡先を把握するようにしましょ う。

携帯電話が通じる場合(稜線なら通じることが多い)は、119 又は110番に通報してください。山岳事故が多い場所では、警察・消防の指導のもとに、地域ごとに専門の救助隊が組織されていることが多く、迅速な対応が期待できます。通報の際は、以下の項目をメモ等に取り、的確に伝達することが肝要です。

- ・ 遭難者の氏名、年齢、性別、連絡先
- ・ 損傷部位と程度、意識の有無
- 単独かグループか、グループ名称
- ・ 〜リのピックアップが可能か

- ・ 遭難現場の詳しい位置、遭難発生時刻
- ・ 原因(落石、滑落、病気など)
- ・そこにいる人たちでどこまで対応可能か

最近の登山コースには番号標識が設置されるようになり、緊急時の地点情報を的確に伝えることができます。

③ 林道の通行

山には林道があり、かつては誰でも車で通行できましたが、現在は多くの林道入口にゲートが作られ、車やバイクは進入できなくなりました。これは、林道が林業や森林保全の関係者用に限定して作られたもので、通常の道路のような安全基準を満たしておらず、通常の道路走行よりはるかに危険で、自己責任が大きく伴うところです。

また、密猟や不法投棄をまねくという指摘もありました。林道のゲートが開いていることもありますが、これは林業関係者などが作業で頻繁に出入りしているためにたまたま開いているだけで、作業が終われば閉められ施錠されます。ゲートが開いているからといって車で入ると、出られなくなる恐れがあります。また、ゲートがない林道でも、原則として許可を受けていない一般車が入ることができません。

なお、林道を歩いて通行するのは自由ですが、落石や路肩崩れなどには十分注意してください。

4) 水場

山中にはいくつかの水場があり、市販の登山地図にも記載されています。「この水飲めますか」と聞かれることがあると思いますが、これらの水場は管理者がいるわけではありませんので、自己責任が原則であることをご説明ください。現在では、ほとんどの水場では大腸菌が検出されており、注意が必要です。また、晴天が続くと水が枯れることもあります。

⑤ 山でのトイレのルール

「お花摘み」「キジうち」の言葉にもあるように、繁みにかくれて用を足した経験は、山好きな方なら誰でもあると思います。しかし、多くの登山者が訪れる場所では、し尿による水源の汚染が環境の劣化につながります。

環境配慮型の山岳トイレが整備され、快適な登山が楽しめるようになりましたが、これらのトイレは、水も電気も極力抑えた設計となっており、し尿を処理するため、処理速度は遅く、紙などし尿以外の物が混入するとさらに処理が困難になるほか、清掃や薬剤投入など日常管理も非常に手間がかかり、多くのボランティアによって支えられているのが実情です。山はみなさんの暮らしをささえる水源地です。

2016 (平成 28) 年度自然保護委員総会での実態報告と分科会での審議を経て、一般登山者啓発用に「山のトイレゴミ」パンフレット (次ページ)を発行しましたので、これに参考に登山者のみなさんへの山のトイレゴミを減らす PRを行ってください。

⑥ キャンプ、河原遊び、焚き火

自然公園内では、キャンプ場以外で許可なくテントを張ることは自然公園法・条例違反になります。これは、法律上はテントが「仮工作物」にあたり、設置には許可または届け出が必要になるからです。必ずテント指定地を利用するように指導してください。だからと言って、発見したテントをすぐに撤収させる、というわけにもいかない場合が多いと思います。自然公園法や条例違反にあたることを説明し、次回からはキャンプ場を利用するようにお願いしてください。テントを設営しない河原遊びについては、法律上は「河川の自由使用」の原則があり、自由です。ただし、ゴミの持ち帰り(生ゴミも含む)、火の始末、車を河原に乗り入れないなど、マナー遵守は当然です。また、民有地の河原では、所有者が立ち入りを認めていない場合もあります。

焚き火については、特別保護地区では禁止されています(ガスコンロなどで火を燃やすことや喫煙は、法律上「焚き火」にはあたりません)。それ以外の場所では、法的に規制はありません。ただし、山火事防止の観点からもマナーとしても、跡を残さずにきれいに始末するよう、指導をお願いします。

生ゴミは土に返るからいいと残していく人がいますが、生ゴミ目あてに野生動物が出没して問題になっている事例もあります。ゴミはすべて持ち帰りをお願いします。

川の流水で食器洗いをしている人もいますが、油や洗剤を河川に流すことは河川の富栄養化など環境汚染の原因につながることが考えられますので、避けるべきです。食器の汚れはすべて紙でふき取り、家に帰ってから洗うのがマナーです。また、キャンプ場の炊事場でも、合成洗剤ではなく分解の早い石鹸を使うよう心がけたいものです。

⑦ バイクや自転車での登山道の走行

バイクはもちろん、マウンテンバイク(悪路走行ができるタイヤの太い自転車)による 登山道の走行が禁じられている場所があります。これは、登山道を地権者から借りる 際、「歩道」という条件で契約しているためです。

ただし、長距離自然歩道など里山のルートについては、山道(舗装されていない土の 道)であっても、市町村が土地を所有する公道の場合もあり、一概に禁止とは言えな いこともあります。いずれにしても、狭い道をバイクや自転車で通行するのは他の歩 行者にとっても危険ですから、マナーとして、通行の自粛を呼びかけましょう。



⑧ ストックの使用

高齢化などからの体力不足を補うための登山用具のひとつにストックが使われています。行動中の歩行を安定させ転倒防止にも効果がありますが、場合によって他人を傷つける危険な道具ともなります。また、登山道の疲弊を招く原因ともなります。使用に当たっては、他人や自然に配慮して、必要外はザックへ収納するなどして、最小限の使用に止めるべきです。また、雪上などの歩行を除き、石突にはゴムキャップをつけることが望まれます。



Leave no Trace 精神に学ぶ

山での緊急時のトイレは一体どうすればいいのでしょう。 持帰らず残したものは、その場所で廃棄物になってしま います。[Leave no Trace™] という米国の野外教育N P ○団体 (www.Int.org) では野外活動での排泄物への 対処を次のように進めていますので要点を紹介します。

一般的に知られている考え方に反して、糞便を土 に埋めるとゆっくりと分解するという研究報告も あります。土に埋められると、病原体は1年間以 上も生き残ることが分かっています。しかし、他 の問題をも考えると、糞便を土に埋めるのが一般 的に最良とされます。分解には時間がかかるので、 適切な場所 (X、キャンブサイトなどから遠い) を選ぶことが必要です。この土に埋めるために掘 る穴のことを「キャットホール」と言います。

キャットホールは糞便処理で最も広く認められた 方法です。水、コース、キャンブ場から出来るだ け離れた、目立たない場所に決めて下さい。

小さな移植ごて(又は代用品)で糞便がかくれる 程度の穴を掘って下さい。使用後、土で穴をふさぎ、 落ち葉などの自然物で覆って後を隠しましょう。

同じ場所に何泊もキャンプするとか、メンバーが 多い場合などは、キャットホールの場所を広く分 散することが大切です。

尿は、植物または土への直接の影響はほとんどありません。しかし、尿のにおいはその場にかぐわしい香りを発生させ、動物たちは尿から生まれる塩分を採ろうと、地面を足先でかきまわし、植物の薬をむしり取ります。そのため出来るだけキャンブサイトから遠ざかって、岩場あるいは砂地で排尿すべきです。

山のトイレゴミを 減らしましょう

◆トイレゴミを減らすには◆

- ①まず、入山前にトイレに行こう。
- ②山では出来るだけトイレで用を足そ う(財布に小銭を忘れずに)
- ③使用済みの紙は必ず持ち帰ろう。 (ポリ袋はいつも携帯しよう)
- ④携帯トイレも使ってみよう

◆山のゴミを分類すると◆

ゴミ区分	説明	内容
トイレゴミ	排泄等で使用 済みとなった もの	ペーパー、 ナプキンなど
ポイ捨てゴミ	登山等中で捨 てられたゴミ	ボトル、 缶、包装紙、 弁当ガラなど
生ゴミ	自炊や食事で 出たもの	残飯、残汁など

上記は登山者の努力で減らせることができるものです。

挿絵協力: とよだ時

置き去りにしないで 山のトイレゴミ (持ち帰りにご協力を)



屋外でも、山小屋のトイレでも、使った紙は 持ち帰りましょう。

そのためにポリ袋はいつも携行しましょう。

(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会 自然保護委員会

http://www.jma-sangaku.or.jp/



最近の山のトイレ事情

最近、山のトイレには、快適な設備が導入されつ つあります。そのため、より多くの人々が山へ出 かけるようになってきました。

しかし、人気の山は登山者が集中しすぎて、自然の収容力を超えた「オーバーユース」状態を招いているのが実情です。

山のトイレは従来式の「ぽっとん式」から、バイ オなどハイテク技術を導入したエコ・トイレへと 進歩しています。

一方で、こうした進歩に登山者の意識が追いつい ていません。

山のトイレ問題には設備の整備以上に、「トイレマナー」について登山者がもっと学ぶことが求められているのではないでしょうか?

山のトイレマナー

◆まず、登山口でトイレを

入山前に、まず登山口でトイレを済ませてお きましょう。

◆ チップは必ず払おう

山のトイレのチップ(協力金)は必ず払いま しょう。出発前に財布に小銭を入れておきま しょう。

◆ トイレ設備のルールに従おう

みんなが快適に使えるよう、利用方法など決 められたルールを守ろう。

注意! 下着、生理用品、紙おむつ等 は絶対に捨てない。右コラム参照

◆ 紙は持ち帰ろう

使用済の紙は持ち帰りましょう。 出発前にザックにポリ袋(密閉式が望ましい) を入れましょう。



携帯トイレについて

- ◆最近では、知床、早池峰、戸隠、屋久島 など多くの山で、携帯トイレが利用され るようになりました。
- ◆主要な山岳地域では、登山口での販売、 トイレブースの設置、下山口での回収 ボックスと登山者にとって使いやすいよ うになりつつあります。
- ◆ぜひ、一度携帯トイレを使ってみましょう。

異物をトイレに捨てると どんな支障が発生?

- ◆ポケットティッシュや生理用品、オムツ (不織布)、ビニールなど化学原料ででき たものは自然界で分解されず、いつまで も残ってしまいます。
- ◆バイオトイレなどでは異物がトイレの働きを阻害する要因となっています。
- ◆従来式のトイレでも掃除や汲み取りに大変な支障をきたしています。



9 ヘッドランプ・ハンドランプ

自転車バイク用に 10,000 ルーメンと云う明るさのものが市販されるようになりました。これは自転車バイク用という目的に叶ったものであろうが、登山で使用するのには決して適当とは言えない。高性能を自慢げに使用する例があるように見受けるが、考えものと言えるのではないか。それは、山の中で何百メートルも先を照らす必要など全くありません。山登りのスタイル別に必要な明るさはおおよそ次の通りといわれています。

- (a) ハイキング: 60~80 ルーメン
- (b) 早朝・夜間行動を想定した登山:100~150 ルーメン
- (c) 夜間行動するときやルートファインディングを重要視するとき: 200 ルーメン~400 ルーメン。 登山の安全を確保する以上に周囲の動物への影響を配慮し、必要な明るさとその使用を考えるべきです。 また、山小屋やテント場で他の人の迷惑にならないように無用な照射を避けた使用も大事なマナーです。

⑩ クマ鈴(カウベル)

トレイルレース中にも、数珠繋ぎ状態の中でクマ鈴を鳴らしたままの人が多くいます。あるレースでは参加者 2 千数 百人中、何百人もの人が状況に関係なくクマ鈴を鳴らして行動している例も見受けます。

クマ鈴の目的は、クマとの不意の遭遇を避けるために存在を知らせるために鳴らすものです。小動物たちにとって 鈴の音の響きは生活圏を侵す脅威となりかねないことも考えるべきです。

トレイルレースに限らず、大勢の人が一様にクマよけ鈴をザックにつけて走ったり歩いたり、登山することは、耳障りな 騒音をまき散らしていることだけにしか過ぎません。夜間や早朝に山小屋内で鳴らしながら準備することも耳障りな迷 惑行為です。(早朝の山小屋などで聞こえるレジ袋のガサガサ音も耳障りで迷惑ものです。)

単独や少人数でのクマの生息地へ入域する時に、鈴を鳴らして自分たちの存在を知らせることが本来の熊鈴の目的であることを忘れてはなりません。

(2) 動植物・岩石鉱物の採集

① 植物・キノコ採取

自然公園法では、国立・国定公園の特別地域における指定植物の 採取には許可が求められます。また、特別保護区では、落葉などの採 取さえも、一層厳しい条件で許可が求められます。自然公園法の該当 地域(国立・国定公園、県立自然公園)以外にも、行政が決める条例 での規制もあります。ただし、自然公園とはいってもその土地には持 ち主がおり、そこに生えている植物やキノコも土地の所有者のものと考 えられます。地域で土地を所有する財産区のように、地域の人たちに 山菜やキノコとりを認めている例はありますが、原則として、土地の所

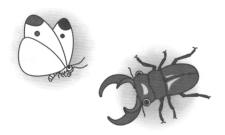


有者の許可なしに植物やキノコを採ることはできないことをご承知おきください。(国有林や県有林でも同じです。) 植物やキノコの食用の可否について、素人判断は禁物である。口にすることを極力避けることが得策である。

② 昆虫採集

国立・国定公園の特別保護地区では、植物やキノコ同様、昆虫採集も禁止されています。見かけたら、以下のような対応をしましょう。

それ以外の場所では、自然公園法・条例の規定は特にありません。(同 法には指定動物の採取・捕獲を禁じる制度があります。)また、そこに生息 する昆虫がその土地の所有者のものであるともいいきれませんので、特別 保護地区以外での昆虫採集は、法的に禁じられたものではありません。(た だし、天然記念物に指定されているエリアでは、昆虫採集は禁じられてい ます。)



昆虫採集が自然保護に反するかどうかは、意見がわかれています。マニアや業者による大量捕獲によって、一部の種類の個体数が減少していることは否めませんが、子供が昆虫採集や飼育を通じて自然に親しむのは大事なことともいえます。

卵塊ごと採取していくような「悪質な」捕獲を見つけた場合は、その場所が自然公園に指定され自然保護を図っていくべき場所であることなどを説明し、元の場所に戻すよう協力を求めてください。昆虫採集する親子連れなどを見た場合は、その程度にもよると思いますが、きびしく注意して自然に親しむ芽をつみとってしまわないよう、言葉遣いには十分に配慮しましょう。

③ 鉱物岩石採集

自然公園法では、国立・国定公園の特別保護区における鉱物や土石の採取には許可が求められます。自然公園法の該当地域(国立・国定公園、県立自然公園)以外にも、行政が決める条例での規制もあります。ただし、自然公園とはいってもその土地には持ち主がおり、そこに生えている植物やキノコと同様土地の所有者のものと考えられます。原則として、土地の所有者の許可なしに採集することはできないことをご承知おきください。(国有林や県有林でも同じです。)

(3) 動物との付き合い方

① ペット連れ登山

大などのペットを自然公園内に連れて入ることを禁じる法律はありません。近年では、飼い犬が野鳥に脅威を与える、疥癬(カイセン)症など病気を持ち込むなどの問題が指摘され、環境省は自然公園法の改正による規制を検討しました。しかし、関係団体の反対などでペット連れそのものを規制するには至らず、リードから解放することを規制するなどにとどまった経緯があります。

しかし、実際にペットの犬を連れて登山すると、上記のような問題のほか、狭い登山道でのすれ違いの際の危険性や、犬が病気やダニを持ち帰るなどの問題も指摘されています。

このようなことから、自然公園の登山道で犬などのペットを連れている人を見かけたら、以下のような対応を心がけましょう。

- リードをはずしている人を見たら、リードをつけてもらう。
- ・リードつきの犬については法的な規制はないが、特別保護地区に通じるような登山道で犬連れの登山者に 会った場合は、犬が自然環境に影響を及ぼすとともに犬が病気を持ち帰るおそれを説明し、次回からはなる べく犬連れ登山は自粛してもらうよう協力を求める。(聞いてもらえない場合は、無理には協力を求めなくてか まいません。)

なお、上記の内容はすべてペットとしての犬を指しており、猟犬、介助犬、盲導犬、山岳救助犬などは対象ではありません。また、猟犬や山岳救助犬など訓練された犬が、その業務や訓練のためにリードから解放されることも、法律や条令違反ではありませんのでご留意してください。

また、犬の挙動を察知したサルなど野生動物の防衛本能から攻撃行動を起こし、ペットを連れている人を含めパニックを引き起こすことになります。野生動物が出没する地域ではペットを連れている人に注意の喚起が必要です。

② 動物へのエサやり

丹沢の大山や塔ノ岳の山頂には、人間にエサをねだるシカが出没します。かわいいからとエサをあげたくなりますが、絶対に与えないでください。 山麓でのサル、タヌキなども同じです。

人間からもらうエサの味を憶えた野生動物は、野生では生きていけません。 畑やゴミ捨て場を荒らすことにつながり、最後には「有害鳥獣」として駆除されてしまいます。エサやりは決して野生動物のためにならないことをご理解 ください。お互いに距離を保つことが、共存の道なのです。



4) 怪我や病気の動物を保護した場合

春から夏にかけては、動物の子育ての季節です。動物の子供が1匹でいるのを見かけることがありますが、絶対 に連れて帰らないでください。注意していただきたいのは、動物の子供の「誤認保護」です。

⑤ 野生鳥獣を見かけた場合

大型動物(シカ、ツキノワグマ、カモシカ)ほかライチョウなど、 山で野生鳥獣を見かけたときには「山の野生鳥獣目撃レポート」 へ連絡をお願いします。「山の野生鳥獣目撃レポート」は日山 協が参加する山岳団体自然環境連絡会が主導でインターネットを利用して情報を集めています。

山の野生鳥獣レポートの閲覧は次の URL から。 www.jma-sangaku.or.jp/conservation/yaseichoju/



⑥ 狩猟と特定鳥獣保護管理

自然公園の中でも、狩猟が行われています。猟期はおおむね、毎年11月15日~2月15日(その年によって変わることがあります)で、狩猟鳥獣に指定された動物を対象としています。

山麓で、農作物を荒らすなどの被害があった場合に、許可を受けて原因となる鳥獣を捕獲する「有害鳥獣駆除」や、 山岳地で自然植生を保全するために行われるシカなどの「管理捕獲」が、猟期以外の期間でも実施されています。

⑦ 危険な動植物

(a) スズメバチ

野外で最も危険な動物は、スズメバチです。集団で襲われた場合は、死に至る場合もあります。スズメバチは、5 月ごろから女王蜂が1匹で巣づくりを開始します。梅雨に雨があまり降らなかった場合、多くのスズメバチが巣づくり に成功するため、被害が増える傾向にあります。特に性格が攻撃的になって危険なのは秋以降です。スズメバチは 脅威を感じると周囲をまとわりつくように飛んだり、カチカチと顎を鳴らします。このような状況ではとにもかくにも姿勢 を低くして現場を素早く離れることです。

(b) 毒ヘビ、毒虫

毒のある動物に刺されたり噛まれたりした場合、最も大事なポイントは、それがどんな特徴を持つ動物だったのか、 しっかり観察することです。毒ヘビでも、種類によって血清が異なるためです。

(c) マダニ

マダニそのものが毒をもっているわけではなく、マダニが媒介するウイルス感染症「重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)」を予防するためには、マダニに咬まれないようにすることが重要です。マダニは活動が盛んな、春から秋に多くの発生し、植物上で吸血源の動物が通り掛かるのを待ち伏せしているのが見られることから、森林や草むら、藪などに入る場合には長袖、長ズボンなどを着用して皮膚の露出を避け、ズボンやシャツの裾などを入れ込んでマダニの入り込みを防ぐ。これまでのところ、SFTS の患者は、西日本を中心に発生していますが、SFTS ウイルスを保有したマダニが全国でも見つかっているという。マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で受診する。

(d) クマ

怖い動物と聞いて誰もが連想するのがクマ(ツキノワグマ、ヒグマ)です。日本にはヒグマとツキノワグマが生息しています。ヒグマは北海道に、ツキノワグマは本州と四国の山地を生息地としています。昔は九州にもツキノワグマが生息していましたが、50 年ほど前から生息は確認されていません。エサのほとんどは若芽や木の実などの草食性で、警戒心も強く、クマから襲ってくることはまずありませんが、子連れのクマの場合は注意が必要です。するどいツ